

第 31 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 6 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分
会 場 塩川ふるさと会館 2 階 民舞伝習室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫
会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子
委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	15 番 菅井 大輔	16 番 岩崎 茂治
17 番 佐藤 光伸		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

14 番 小林 博行

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 66 号 会務報告について

報告第 67 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第159号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第160号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第161号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第162号 現況確認証明申請について

議案第163号 農用地利用集積計画について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 詵 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しいところ第31回農業委員会総会に出席をいただき大変ご苦労様でございます。まず、水稻関係についてであります、田植え後1ヶ月が経過しました。天候に恵まれまして、今半ば過ぎの時期を迎えております。今後も徹底した肥培管理でブランド米の生産にご努力願いたいと思います。コロナとインフルエンザが今増えているそうです。学級閉鎖というところもあるということです、十分留意されますようお願いいたします。また、熱中症に対しては、年齢も考え自分の体力の中でコントロールしながら日々それぞれ農作業を行い、留意をしていただきたいと思います。また、梅雨にも入っていることから毎日うっとおしい日々が続きます。十分気を付けてこの梅雨を乗り切っていただきたいと思います。ようやく視察研修、親睦会が出来る状況になりましたので、皆さんにとっては今日と明日の2日間大変であるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。また、6月の定例議会に1日に召集されまして、今回は農業委員会等について一般質問がございました。地域計画についての質問で、我々農業委員会に関する質問については、意向調査の回収率が現在どのぐらいの進捗状況になっているのかということと、ようやく令和4年度の遊休農地と耕作放棄地の面積が確定したということで、地域でその様なところは計画に含めるのかということでの質問でした。やはりそれは集落で十分に話し合いながら、活かせる土地については活かしてもらうということで答弁をしているところでございます。遊休農地、荒廃農地等については前年から見ますと8ha減ということで、550台から540ha台ということになっております。農地パトロールも実施しておりますが、農家の意向を十分把握して、遊休農地、荒廃農地を減少させるよう少しでも足を運び、今後対応していただきたいと思います。また、地域計画については、今月いっぱい意向調査の回収と

いうことでありますが、回収率がまだ上がっていないということでもありますので、全力で意向調査の回収にあたっていただきたいと思います。もう10日ありますが、来月は意向調査の集約をして現況地図を作成する運びとなります。農業委員、推進委員の業務として、どのようなアドバイス、指導をして行くかということも今日の全員協議会で説明があると思いますが、準備をして集落座談会に臨んで行きたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の総会には、報告3件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申し上げ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、14番 小林博行委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第31回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、5番 武藤常雄委員、6番 二瓶崇委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第66号 会務報告について」、「報告第67号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第66号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第67号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔113件を朗読、説明。〕

報告第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説

明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔報告第68号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法施行規則第29条第1項第1号案件No.1について、補足説明いたします。去る6月9日午前10時ごろから届出人は欠席で、渡部委員、誼高次長と私の3人で現地調査を行いました。現地は、周囲は田畑しかない農地の中にありました。ハウス小屋を建てて、アスパラ選別機、農機具等の格納庫として使用したいとのことで、基礎工事もなく、また小屋の北側は自己利用地なので日照等の影響もないため、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第66号から報告第68号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、10番小林委員

○小林千代松委員

10番小林です。93ページの面積の合計が701,118.11となっておりますが、各筆を見て行くと小数点の記載はなく、00となっておりますどこに小数点0.11があったのか、教えていただきたい。

○事務局

面積については、端数が出てくるところは確認出来ませんが、今程高野委員の方から25番とのお話がありました。No.25で6.61という数字が出て来ております。No.58をご覧いただきたいと思います。No.58の合計が0.50になりますので、合計の端数も0.11になることから、間違っていないということでございます。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第66号から報告第68号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第66号から報告第68号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2、No.3については、6番 二瓶崇委員、No.4については、9番 大津康男委員、No.5

については、14番 小林博行委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。

No.6 については、5番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条所有権移転案件No.1 について、ご報告いたします。去る6月8日午前10時25分ごろから譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇氏立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。現地は地目が畑で、譲渡人が耕作管理出来ないため贈与することと、畑は譲受人の〇〇〇さん宅のすぐ西隣にあり、周りも畑になっております。現在も自宅北側の畑で自家用野菜を栽培しており、今回譲り受ける農地を含めて効率的に作業が出来るため、譲り受けることになったそうです。また、譲渡人の実家と譲受人の自宅が隣近所の関係で、昔からの知り合いだそうです。よって、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.2、No.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第3条所有権移転案件No.2 について、説明いたします。去る6月4日午前8時より譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。当申請地は、〇〇〇さん宅の敷地に接しておりまして、〇〇〇さんが作業効率の向上、経営規模拡大のため取得するものであり、周辺の農地に支障を及ぼすことなく、取得後もこれまで同様に適正な管理がなされるものと判断いたしました。続きまして、案件No.3 について、ご説明申し上げます。去る6月6日午後1時30分より譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと

また、譲渡人の〇〇〇さんには電話にて聞き取り調査及び現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は実の姉妹であります。当申請地は、譲渡人が親より宅地及び建物を含めて相続した土地であります。譲渡人が昭和53年に千葉県に移り住んだため、以後は譲受人の〇〇〇さんが40年以上も耕作管理していた畑であります。この間譲渡人が高齢となり実家に戻る予定もなく、また後継者もいないことから、譲受人の〇〇〇さんが実家の不動産を譲り受けることになりました。河東町に住んでおりますので通いながらの耕作となりますが、今後もこれまで同様、適正な耕作管理がなされるものと判断いたしました。なお、この件につきましては、譲受人の〇〇〇さんの息子さんの了承済でございます。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第3条所有権移転案件No. 4 について、ご報告いたします。去る6月5日午前11時より譲受人の〇〇〇さん宅にて聞き取り調査及び現地確認を行いました。出席者は譲受人の〇〇〇氏と父親の〇〇〇氏、譲渡人の〇〇〇さんは欠席となりましたが、聞き取り調査及び現地調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは数年前から農作業が出来なくなり、現在は地元を離れ塩川町御殿場に家を建て住んでおります。現地は、〇〇〇さんの畑に隣接しており耕作管理がし易いため譲り受けることにしたそうです。申請地は数年前から草刈り等は行われており、管理はなされておりました。よって、本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○事務局

〔所有権移転のNo. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

農地法第3条所有権移転案件No. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明ということで、小林委員より報告書を預かっておりますので、報告書を読み上げて説明をいたします。去る6月8日午前11時に現地調査

を行いました。譲受人の〇〇〇さんは県外在住者で都合により欠席、立ち会い人は譲渡人の〇〇〇さん、妹の〇〇〇さん、業者の〇〇〇代表の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇さんと私で行いました。申請地は〇〇〇、〇〇〇さんの実家の畑であり、実家は空き家となっている状態です。本件は農地付の空き家で鴨川市より〇〇〇さん夫婦が移住することになります。なお、奥さんは喜多方市出身ということであります。現地は、住宅の前にあり接続地であります。現況は樹木である梅、柿の木が数本あり、草地の状態であります。移住は秋の予定であります。それまでは〇〇〇さんが堂島より通って管理するそうです。位置的には集落の中にあり、権利の移転については周辺の農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo.6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番武藤です。農地法第3条所有権移転案件No.6 について、ご報告いたします。6月12日午前11時ごろから現地調査及び聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは施設に入所されておりますので、〇〇〇行政書士の立ち会いのもと〇〇〇さん、旦那さんの〇〇〇さんご夫妻と現地にて確認をいたしました。〇〇〇さんであります。昨年〇〇〇さんの住宅を購入して昨年からおられます。隣近所の隣接する農地で自家用野菜を栽培するということでもありますので、周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第158号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、10番小林委員。

○小林千代松委員

10番小林です。農地法第3条所有権移転案件No.6についてですが、田も所有権移転されるということですが、田も耕作されるということでしょうか。

○事務局

田につきましても、減反をして家庭菜園のための畑として利用したいということでの申請でございます。以上です。

○小林千代松委員

田も10a当りは同じということでしょうか。

○事務局

田畑とも同一です。現況は田としては利用されておられません。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

はい、7番菊地委員

○菊地貴委員

7番菊地です。案件No.6についてお訪ねいたします。譲受人の国籍と日本への在留資格等はどのような形になっているのでしょうか。

○事務局

〇〇〇さんは、在留期間は3年間で永住許可されている方の奥さんであります。3年間でございまして、入国管理局の方に確認しますと、延長は可能だということですので、心配されるところはもしかして

離婚して手放した場合き遊休化してしまう恐れもありますが、夫婦で在留期間が延長されるということでございますので、基本的には営農が続くものと考えているところであります。

○議長

菊地委員よろしいでしょうか。

○菊地貴委員

永住権で在留しているということですか。

○事務局

旦那さんがです。

○議長

菊地委員よろしいでしょうか。

○菊地貴委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

○議長

はい、15番菅井委員

○菅井大輔委員

15番菅井です。案件No.6についてですが、全部で面積が1,410㎡ありますが、農機具等の所有はございませんが、自力で耕す予定なのでしようかお訪ねいたします。

○事務局

申請時の聞き取りの内容ですが、トラクター、軽トラ、耕運機を購入する予定だと確認しております。すべて自己資金で買うということでございます。

○議長

菅井委員よろしいでしょうか。

○菅井大輔委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第158号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第158号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第159号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第159号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第159号について、原案のとおり承認する

ことに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第159号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第160号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、13番 木村富士男委員、No.2については、3番 渡部清孝委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第4条案件No.1について、補足説明いたします。去る6月9日午前9時20分ごろから申請人は欠席で、代理人の行政書士の〇〇〇さん、渡部委員、誼高次長と私の4人で現地確認及び聞き取り調査を行いました。現地は住宅街の中にあり周囲に農地はありませんでした。公共工事等の貸資材置場としてのニーズがあり、西側と南側の道路に面していて、出入りにも十分な広さがありました。雨水は地下浸透及び道路側の側溝に流すとのことでした。よって、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第4条案件No.1 について、補足説明いたします。
去る6月9日午前11時20分ごろより代理人の〇〇〇行政書士、農業委員の木村さん、私と事務局より誼高次長の4人で現地調査を実施しました。申請人の〇〇〇さんと〇〇〇さんは他県在住のため欠席です。本案件は顛末書付きとなっています。経緯については、先程も説明がありましたが、父が40年ほど前に所有していた土地に工場と自宅を建築しました。父が亡くなり、工場と住宅共に現在は利用しておりませんが、相続しました。最近、工場を借りたいとの話があり土地の登記簿を確認したところ、敷地の一部が農地であることが判明しました。土砂の流出を防止するための処置として北側に農地がありますが、土手及び側溝によって分離されています。既存の住宅とは高低差はありませんが、十分注意して造成しますとのことでした。雨水については、地下浸透及び南側の道路側溝に流します。排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝へ流します。北側の農地とは土手、側溝によって区別されており、周辺の農地に支障を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第160号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第160号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第160号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第161号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2については、13番 木村富士男委員、No.3については、3番 渡部清孝委員、No.4、No.5については、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第5条所有権移転案件No.1について、補足説明いたします。去る6月9日午前11時ごろから譲受人の〇〇〇さん、渡部委員、誂高次長と私の4人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。現地は第1種中高層住宅専用地域の中にあり、周囲に農地はありませんでした。また、地目は畑になっておりますが、現況は休耕地になっておりました。雨水は北側市道のU字溝に排水し、また公共の上下水道を使用する予定とのことでした。よって、何ら問題ないと判断いたしました。続きまして、案件No.2について、説明いたします。去る6月9日午前9時ごろから譲受人、譲渡人は欠席で代理人の行政書士の〇〇〇さん、渡

部委員、誼高次長と私の4人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。現地は非線引き区域、近隣商業地域で周辺に耕作されている農地はなく、日照、通風等に支障はないと判断いたしました。こちらも地目は田ですが休耕地になっておりました。土砂の流出等については造成時に十分な締め固めを行い、雨水については地下浸透により宅内に処理し、上下水道を利用するとのことでした。よって、特に問題がないことを確認いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第5条所有権移転案件No.3について、補足説明いたします。去る6月9日午前9時40分ごろより代理人の〇〇〇事務所の〇〇〇さん、農業委員の木村さんと私、事務局から誼高次長の4名で現地調査を実施しました。譲受人、譲渡人は共に欠席、譲受人は現在喜多方市内の住宅に居住しておりますが、子供が生まれたことから、住宅環境が良く、住宅建築には最良の場所に位置しており、以前より計画していた住宅建築をしたいとのことでした。場所は平坦であり区画整理事業の完了地区内にあるため、土砂の流出の恐れはないものと思われます。雨水は地下浸透及び道路側溝に放流します。汚水は合併浄化槽を使用します。住宅街であり、周辺に農地や農業用排水施設はなく支障を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo.4、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第5条所有権移転案件No.4について、報告いたします。去る6月9日午後3時より現地調査及び聞き取り調査を実施しました。出席者は譲渡人の〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇代表取締役〇〇〇氏、塩川総合支所より長谷川氏、農業委員の二瓶さんと私で行いました。転用の目的については、宅地分譲用地としてであります。申請地は、農地部分は道路とほぼ水平ですが、宅地部分は高低差があるため北側区画及

び北側境界部分に隔壁を設け土砂が流出しないよう十分注意を払い造成しますということです。雨水は地下浸透及び道路側溝へ流し、排水は市の下水道を利用します。周辺に農地はなく支障を及ぼすことはない判断いたしました。

続きまして、案件No.5について報告いたします。去る6月9日午後3時40分より現地調査及び聞き取り調査を実施しました。出席者は譲渡人の〇〇〇氏は欠席、譲受人の株式会社〇〇〇の〇〇〇氏、塩川総合支所より長谷川氏、農業委員の二瓶さんと私で行いました。こちらの申請地も転用の目的は宅地分譲地であります。申請地の東西側は道路、北側、南側は宅地で建物が建っております。造成工事の際は地盤をしっかり固め土砂等の流出を防止する。当申請地は上下水道施設が完備されており、周辺に農地はなく支障を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第161号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第161号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第161号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第162号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、3番 渡部清孝委員、No.2については、14番 小林博行委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。No.3、No.4については、4番 小沢勝則委員、No.5については、2番 高野進委員、No.6については、5番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 渡部清孝委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。現況確認証明案件No.1について、補足説明いたします。
6月9日午前10時30分ごろより所有者の〇〇〇さん、推進委員の岩渕さん、農業委員の木村さんと私、事務局より誼高次長の5名で現地調査を行いました。非農地化した経緯については、当初、東側の田、字西村15番1と一体でありましたが、付随する排水路が蛇行しており毎年土砂が30cmほど堆積し、管理が非常に大変だったために平成20年ごろに会津北部土地改良区と相談し、申請地の字西村15番2に分筆しました。新たな排水路を設置しましたが、工事以降は土砂の堆積はなくなりましたが、同時に進入ができなくなり、耕作出来なくなり現在に至っています。現在、雑木などが生い茂り原野化しています。したがって農地への復元が困難な農地と判断いたしました。以上です。

○ 事務局

〔No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

小林委員から現況確認証明案件No. 2 について、現地調査の報告書を預かっておりますので、代読させていただきます。今月12日午前9時30分より現地調査を実施いたしました。立ち会い人は申請人の〇〇〇さんの長女で同居している〇〇〇さん、推進委員の今井さん、須田さんと私、事務局より長谷川主査で現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇発電所の北側に位置する山林地帯の中にあります。現地までは耕作道路はありますが、草が繁茂しており車では通行できず、10分ほど歩いて見てまいりました。現地はもう松林になっており、山林の状態でありました。申請地の周辺は畑地の状態の農地は見当たりませんでした。20年位前まではじゃがいもを作ったことはありますが、それ以降は人手不足、あるいは遠距離で管理が出来ずに現在に至ったということであります。よって本申請地につきましては、現況を見る限り非農地であると判断いたしました。以上であります。

○ 小沢勝則委員

〔No. 3、No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。現況確認証明案件No. 3 について、報告いたします。去る6月9日午前11時ごろから現地にて、申請人の〇〇〇さんの代理として奥さんと待ち合わせをして、山都総合支所の安部氏と農業委員の高野氏と私、推進委員の田中氏で現地確認を行いました。申請地は何とか軽トラで行けるようなところでしたが、その下の方は機械の利用も困難な所であり、また労働力不足もあり耕作出来なくなりました。

続きまして、案件No. 4 について、報告いたします。こちらも同日の午前11時30分ごろから現地にて申請人の〇〇〇さんの代理として息子さんと待ち合わせをして、山都総合支所の安部氏、農業委員の高野氏と私、推進委員の田中氏で現地確認を行いました。こちらも機械の

利用が困難な所で、また家には誰もいなく、労働力不足により耕作が出来なくなりました。いずれも非農地であると判断いたしました。以上です。

○ 高野進委員

〔No. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番高野です。現況確認証明案件No. 5 について、報告いたします。去る6月9日午前11時27分ごろから申請人〇〇〇氏の出席のもと、出席委員は小沢農業委員、田中推進委員及び私、事務局から山都総合支所の安部氏の5名により、実情並びに現地調査を実施しました。申請地の田3筆は、水害による進入路の流出や砂利等の流入、堆積などにより約35年前から耕作出来なくなり3筆のうち2355番2は山林化、隣接する外の2筆が原野化していることが認められました。このため非農用地として証明書の交付を行うことは適当であると判断いたしました。以上です。

○ 武藤常雄委員

〔No. 6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

5番武藤です。現況確認証明案件No. 6 について、報告いたします。去る6月12日午前10時から申請人の〇〇〇さんは欠席のため、代理人の〇〇〇行政書士さん立ち会いのもと農業委員の佐藤氏、私、推進委員の横山氏、事務局より高郷総合支所の小林さんの5名で現地調査を行いました。地積を見てもらうとわかりますが、この集落につきましては当地区でも一番小さな田、畑が多く、とにかく耕作に不便だということで40年以上耕作されていないと思います。とにかく大変なところでありますので、すべて見て来ましたが周辺の農地も含めて木が生い茂って山林化しているということを全員で確認をして参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第162号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、13番木村委員

○木村富士男委員

13番木村です。確認なんですが、案件No.2の件について、本日欠席の小林委員の報告書の代読されているのを聞きまして、車で行けるとここから歩いて10分以上行かないと確認出来ない様な場所にもやはり確認に行かなければいけないのでしょうか。

○事務局

無理しない範囲で行ける所まで行っていただくか、あるいはその入口で行けないと判断すれば、その状況の写真を撮り、戻って来てから衛星画像等で確認する。遊休農地の以前のパトロール結果を見て確認するといった手順により実施していただくことでお願いしておりますが、今回につきましては歩いて行けるということで事前に同居している娘さんの方でご案内するということでしたので、現地まで行ったということでもあります。以上であります。

○議長

木村委員よろしいですか。

○木村富士男委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第162号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第162号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第163号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定117件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第163号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第163号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第163号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第31回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 1 5 : 4 8